



住信 年金情報

# PENSION NEWS

(平成22年12月17日)

年金信託部

## ～平成23年度税制改正大綱について(企業年金関係)～

平成22年12月16日、「[平成23年度税制改正大綱](#)」が閣議決定されました。

平成23年度税制改正の具体的内容(企業年金関係)について、ご連絡させていただきます。

なお、今後の予定としては、この平成23年度税制改正大綱に沿って次期通常国会(来年1月から開催)で、施行時期等の詳細を含め、税法改正の審議が行われることとなります。

### ◎ 平成23年度税制改正の具体的内容について (企業年金関係)

#### (1) 特別法人税の課税凍結期限の延長

#### 第3章 平成23年度税制改正

#### 4. 法人課税

#### (6) その他の租税特別措置等

〔国税〕

(延長・拡充等)

- ⑥ 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長します。

平成23年3月末で特別法人税の課税凍結期限が到来することに伴い、信託協会、日本経団連等の関係団体が特別法人税の撤廃を要望しておりました。最終的に、課税凍結措置について3年間延長される旨が記載されました。

## (2) 適格退職年金制度の廃止に向けた取組み

### 第3章 平成23年度税制改正

#### 9. 検討事項

##### 〔国税・地方税共通〕

- (3) 平成24年3月31日をもって廃止される適格退職年金制度に関し、事業主が存在しないなどの事情により企業年金制度等への移行が困難な適格退職年金契約について、平成24年度税制改正において現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置を講ずるほか、関係府省において、受給権保護の観点から、未だ企業年金制度等への移行を行っていない適格退職年金契約の円滑な移行促進策を検討するなど適格退職年金制度の廃止に向けた取組みを進めます。

平成24年3月末の適格退職年金の廃止に向けた取組みについて、今後の検討事項として記載されております。

なお、この中で言及されている「税制上の措置を継続適用する措置」については、その対象が、事業主が廃業してしまった生命保険契約のような「事業主が存在しないなどの事情により企業年金制度等への移行が困難な適格退職年金契約」のみに極めて限定されております。

その他の一般的な適格退職年金契約については、関係府省において検討される円滑な移行促進策などによって受給権保護の観点からの取組みが進められるとされております。

## (3) 年金所得者の申告手続きの簡素化

### 第3章 平成23年度税制改正

#### 2. 個人所得税

##### (6) その他

##### 〔国税〕

- ⑩ イ 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、当該年金以外の他の所得の金額が20万円以下の者について、確定申告不要制度を創設します。

(注) 上記の改正は、平成23年分以後の所得税について適用します。

- ロ 公的年金等に係る源泉徴収税額の計算について、控除対象とされる人的控除の範囲に寡婦（寡夫）控除を加えます。

(注) 上記の改正は、平成24年1月1日以後に支払われる公的年金等について適用します。

### 〈参考〉 税法改正の審議について

通常、税法改正は年度内に成立しますが、現在の国会は衆議院と参議院の多数派が異なる所謂“ねじれ国会”の状態にあり、税法改正を含む法案の審議が進みにくい状況にあります。

以前、同じように“ねじれ国会”の状態でも審議された平成20年度税制改正大綱に基づく税法改正は、最終的に、平成20年4月30日になって成立しました。

この平成20年度税制改正大綱に基づく税法改正の中には、特別法人税の課税凍結期限(平成20年3月31日)の延長等が含まれておりましたが、平成20年4月1日に遡及して適用することとされたため、凍結期限を超過して成立したことによる特段の影響はありませんでした。